

第6回教育委員会会議

令和5年5月16日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第45号

北区の学校選択制における制度内容の改正について

北区の学校選択制における制度内容の改正について（案）

1 改正する制度

令和6年度に中之島小中一貫校（中之島小学校、中之島中学校）が設置されることに伴う、小学校の学校選択制にかかるブロック（中学校区）の変更

2 改正時期

令和5年6月1日

3 改正内容

中之島小中一貫校（中之島小学校、中之島中学校）の設置により、小学校の学校選択制においては中之島中学校と天満中学校の通学区域を一つのブロックとして取り扱い、制度運用を行う。

4 選択できる範囲

改正前

（小学校）

ブロック	通学区域の学校	選択可能校
北稜中	滝川小	滝川小・堀川小
	堀川小	堀川小・滝川小
大淀中	中津小	中津小・大淀小
	大淀小	大淀小・中津小
豊崎中	豊崎本庄小	豊崎本庄小・豊崎小
	豊崎小	豊崎小・豊崎本庄小
新豊崎中	豊崎東小	豊崎東小・豊仁小
	豊仁小	豊仁小・豊崎東小
天満中	西天満小	西天満小・菅北小・扇町小
	菅北小	菅北小・西天満小・扇町小
	扇町小	扇町小・西天満小・菅北小

（中学校）

通学区域の学校	選択可能校
北稜中	北稜中・大淀中・豊崎中・新豊崎中・天満中
大淀中	
豊崎中	
新豊崎中	
天満中	



改正後

(小学校)

ブロック	通学区域の学校	選択可能校
北稜中	滝川小	滝川小・堀川小
	堀川小	堀川小・滝川小
大淀中	中津小	中津小・大淀小
	大淀小	大淀小・中津小
豊崎中	豊崎本庄小	豊崎本庄小・豊崎小
	豊崎小	豊崎小・豊崎本庄小
新豊崎中	豊崎東小	豊崎東小・豊仁小
	豊仁小	豊仁小・豊崎東小
天満中・ 中之島中	西天満小	西天満小・菅北小・扇町小
	菅北小	菅北小・西天満小・扇町小
	扇町小	扇町小・西天満小・菅北小
	中之島小	中之島小・西天満小・菅北小・扇町小

(中学校)

通学区域の学校	選択可能校
北稜中	北稜中・大淀中・豊崎中・新豊崎中・天満中・中之島中
大淀中	
豊崎中	
新豊崎中	
天満中	
中之島中	

なお、施設一体型中之島小中一貫校については、大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則第 5 条第 2 項に基づき、全市募集を行う。

北区学校選択制の基本内容

1 選択の機会・対象者

- ・ 選択の機会は、小中学校に入学する際の1回のみとする。
- ・ 対象者は、翌年度に小中学校へ入学予定の区内居住者
- ・ 進級時等に学校を選択することはできない。ただし、本市の指定校変更の要件に該当する場合は、他の学校に転校することが可能
- ・ 転入者は、小学校においては通学区域の学校及びそのブロック内の学校の中から、中学校においては通学区域の学校及び北区内の他の中学校の中から就学する学校を選択できる。ただし、通学区域内の児童生徒だけで教室数が不足になる可能性があり、受入れができない学校を除く。

2 選択できる範囲

- ・ 北区内の市立小中学校のうち、小学校においては通学区域の学校又はそのブロック内の学校の中から、中学校においては通学区域の学校及び北区内の他の学校の中から選択できる。
- ・ 通学区域内に居住する児童生徒は、通学区域の学校には必ず就学できるものとする。
- ・ 各通学区域における選択可能な学校については、次の一覧のとおり

(小学校)

ブロック	通学区域の学校	選択可能校
北稜中	滝川小	滝川小・堀川小
	堀川小	堀川小・滝川小
大淀中	中津小	中津小・大淀小
	大淀小	大淀小・中津小
豊崎中	豊崎本庄小	豊崎本庄小・豊崎小
	豊崎小	豊崎小・豊崎本庄小
新豊崎中	豊崎東小	豊崎東小・豊仁小
	豊仁小	豊仁小・豊崎東小
天満中・ 中之島中	西天満小	西天満小・菅北小・扇町小
	菅北小	菅北小・西天満小・扇町小
	扇町小	扇町小・西天満小・菅北小
	中之島小	中之島小・西天満小・菅北小・扇町小

(中学校)

通学区域の学校	選択可能校
北稜中	北稜中・大淀中・豊崎中・新豊崎中・天満中・中之島中
大淀中	
豊崎中	
新豊崎中	
天満中	
中之島中	

なお、施設一体型中之島小中一貫校については、大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則第 5 条第 2 項に基づき、全市募集を行う。

3 各学校の受入れ

通学区域以外からの受入れについては、教育委員会が区長及び学校長と協議し決定する。受入可能人数及び学級数については毎年秋ごろに公表し、通学区域外から受入れができない学校についても、同様に公表する。受入れについては次の点を考慮し協議する。

- ・学校の教室数は、通学区域外からの受入れに対応可能か。(学校選択制による児童生徒数の増加を理由とした増築等の対応は原則として行わない)
- ・年度途中の転入者等で学級数が増えることはないか。
- ・通学区域内に居住する児童生徒だけで教室不足となる可能性はないか。(可能性が高い学校については、当該年度は区域外から児童生徒を受け入れない。)
- ・受入可能な学級数は、通学区域内の就学予定の児童生徒の学級数から 1 学級分の増加を上限とする。

4 学校選択の希望調査

毎年 8 月下旬に、翌年度入学予定者全員に対して「学校案内」及び「学校選択制希望調査票」を送付する。保護者は、希望調査票に就学を希望する学校名等を記入し、定められた期間内に提出する。希望調査における注意点等は次のとおり。

- ・希望調査票は、提出を原則とする。ただし、期限内に提出がなかった場合には、通学区域の学校に希望があったものとみなす。
- ・区内の市立小学校においては第 1 希望のみ、市立中学校においては第 2 希望まで選択可能とする。ただし、施設一体型小中一貫校を第 2 希望とすることはできない。
- ・希望調査の結果は、入学予定者全員に文書にて通知する他、北区ホームページでも公表する。
- ・1 週間程度の希望変更期間を設け、変更を受け付ける。変更申請を加えた希望調査の最終結果はホームページにて公表する。

5 抽選

希望者が多く、各学校からの受入可能人数を超える場合は、通学区域内の児童生徒は必ず入学できることとし、通学区域外からの希望者を対象として、公開抽選により入学者を決定する。

当選しなかった場合は、小学校においては希望の学校の補欠登録となる。中学校においては、第 2 希望の学校を選択していない場合は、第 1 希望の学校の補欠登録となる。第 2 希望の学校を選択している場合は、希望者が同校の受入可能人数に達していなければその学校の入学者となり、すでに第 2 希望の学校が受入可能人数を超えている場合は、第 1 希望の学校の補欠登録となる。また、第 2 希望の学校において、第 1 希望者の受入れを行った後もなお受入可能でかつ第 2 希

望者数が受入可能人数を超過した場合は、公開抽選を行い、入学者を決定する。第2希望の学校の抽選においても当選しなかった場合、第1希望の学校の補欠登録となる。

6 補欠登録

抽選により、当選しなかった場合は、補欠として順位を付けて登録する。国立や私立等の学校に入学する児童生徒等の数に応じて、2月上旬まで、補欠の繰上げを行う。繰上げにならなかった場合は、通学区域の学校を指定校とする。

7 学校選択における優先事項

北区の学校選択制においては、次の項目は公開抽選時に優先事項としない。

(1) きょうだい関係

兄や姉が学校選択制を利用し通学区域外の学校に就学している場合で、弟や妹が同じ学校への就学を希望する場合でも、優先扱いしない。

(2) 通学距離

選択した通学区域外の学校が、通学区域の学校よりも近い場合であっても、優先扱いしない。

(3) 進学中学校

小学校において学校選択制を利用し通学区域外の学校へ就学した場合でも、進学を希望する中学校が通学区域外の学校の場合は、再度学校選択制を利用することになる。小学校時の学校選択制で抽選に当選した場合であっても、優先扱いしない。

8 通学における注意事項

- ・通学時の安全確保は保護者の責任となる。
- ・学校選択の際は、通学距離や時間など、児童生徒の通学の負担や安全を考慮する。
- ・通学の安全確保のための取組み等において保護者が協力して取り組むべきものについては、住所が通学区域内外にかかわらず、これに積極的に協力を求める。
- ・通学は原則徒歩とし、自転車の利用は禁止する。

9 障がいのある児童生徒の就学について

障がいのある児童等の就学については、早期より個別の就学相談を実施し、児童等の障がいの程度や状況、児童等や保護者の意向を踏まえ、丁寧に対応する。また、障がいのある児童等は、通常学級とは別に受入可能人数等の算定を行う。

長期の通院加療やいじめ等、心身的な事情等により、特に教育的配慮を要する児童等についても、個別に相談を実施し、本人の心身の状況等や本人及び保護者の意向を踏まえ、丁寧に対応を行う。

小学校学校選択制ブロック

